

滋賀県配偶者からの暴力の防止および 被害者の保護等に関する基本計画

令和2年（2020年）3月

滋 賀 県

目次

第1章 計画策定に関する基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	2
第2章 滋賀県のDVをめぐる現状と課題	3
1 相談の状況	3
2 一時保護の状況	5
3 法律相談の実施状況	6
4 保護命令制度の申立状況	6
5 DVに関する県民意識	7
6 国の制度の動向など社会情勢の変化	10
7 DVをめぐる課題の整理	11
第3章 基本理念・施策の柱	13
1 基本理念（目指す方向）	13
2 施策の柱（施策体系）	13
第4章 具体的施策	15
I DVを許さない社会の実現	15
II 早期発見・相談体制の強化	17
III 被害者の安全確保および保護体制の充実	21
IV 被害者への切れ目のない支援	24
V 子どもの安全・安心を確保する支援	27
VI 関係機関・団体等への支援と連携、協力	29
第5章 計画の推進にむけて	32
1 それぞれが果たす役割	32
2 計画の推進体制	33
3 点検評価・進行管理・計画の見直し	33
参 考 資 料	34

滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画（概要）

背景・趣旨・計画期間

■計画策定の背景と趣旨

配偶者からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）は、犯罪行為をも含む重大な人権侵害です。この計画は、DVを社会的な問題として捉えて、通報、広報啓発、相談、一時保護、保護命令制度の利用についての援助、被害者の自立支援等に至るまで広範多岐にわたる施策を総合的かつ計画的に実施するために策定します。

■計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

基本理念・目指す社会

■基本理念

配偶者からの暴力は重大な人権侵害との認識のもと、一人ひとりの人権を擁護し、男女が互いを尊重する社会の実現

■目指す社会

- ・ DVを許さない社会
- ・ DV被害者と子どもが適切な支援を受け、安全・安心に暮らせる社会
- ・ DV被害者が自立し、幸せを実感できる社会

6つの施策の柱と主な取組

I DVを許さない社会の実現

- 啓発・未然防止対策の推進
- 地域、学校、家庭等における人権教育の推進、男女共同参画の推進
- デートDVに関する教育、研修など若年層への啓発強化

II 早期発見・相談体制の強化

- 被害の早期発見に向けた広報・啓発と相談体制の強化
- 相談員の資質向上に向けた研修の実施

III 被害者の安全確保および保護体制の充実

- 一時保護体制の充実
- 保護命令制度の適切な利用に向けた関係機関との調整等の支援の強化
- 住民基本台帳閲覧制限等にかかる手続等の共有と徹底

IV 被害者への切れ目のない支援

- 一時保護解除後の住宅の確保や就業支援等の自立支援に向けて、市町、企業・団体と連携した取組の実施
- 被害者の安全・安心した暮らしに向けた心理的ケアや法律相談の実施

V 子どもの安全・安心を確保する支援

- 配偶者暴力相談支援センターと児童虐待に対応する関係機関との連携の推進
- 被害者の同伴児に対する心理的ケアや学習支援の実施
- DV対応と児童虐待対応の相互理解の促進

VI 関係機関・団体等への支援と連携、協力

- DV対策のネットワークを構築し、実践的なDV対策の総合的な施策のあり方について検討

第1章 計画策定に関する基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者¹からの暴力²であるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）は、犯罪行為をも含む重大な人権侵害です。また、外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いため、周囲が気付かないうちに被害が深刻化する特性を有しています。

さらに、DVは子どもに対して心理的外傷を与えるなど深刻な影響をもたらすため、「児童虐待の防止等に関する法律」では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」は、「児童虐待」であると定義されています。DVは子どもに対する心理的な虐待となりますが、それに留まらず、加害者の暴力が子どもにも向かうことで身体的虐待となったり、心身に傷を負った被害者³が子どもの養育を放棄してしまうなど、虐待がより重篤化することが懸念されます。

近年、DVと密接に関係する児童虐待事案が増加していることから、令和元年（2019年）6月には、DV対応と児童虐待対応の連携強化に向けて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が一部改正されました。

こうしたことから、一人ひとりがDVへの理解を深め、人権の擁護と男女平等の実現を図ることが大切となっています。DVを社会的な問題として捉えて、通報、広報啓発、相談、一時保護、保護命令制度の利用についての援助、被害者の自立支援等に至るまで広範多岐にわたる施策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。

本県においては、平成16年（2004年）に国が定めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、DVが身近にある重大な人権侵害であることを認識し、DVを許さない社会の実現を目指し、DV防止と被害者の適切な保護および自立支援にかかる総合的かつ積極的な施策の展開を図るため、平成19年（2007年）2月に「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」を策定し、これまで、改定を行いながら、取組を進めてきました。

このたび、DV防止法の一部改正などDVを取り巻く社会環境の変化、県民ニーズを踏まえ、現行計画期間が満了を迎えることに併せ、新たな計画を策定します。

2 計画の性格

本計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための施策の実施に関する都道府県基本計画です。

¹ 【配偶者】

DV防止法第1条第3項に定める「配偶者」をいいます。婚姻の届出をした夫婦の一方だけでなく、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者（いわゆる事実婚）も含みます。

² 【配偶者からの暴力】

DV防止法第1条第1項に定める「配偶者からの暴力」をいいます。「配偶者」からの暴力だけでなく、「元配偶者（事実婚を含む。）」からの暴力も含みます。

³ 【被害者】

配偶者や同居している交際相手からの暴力により身体的または精神的な苦痛を受けている人。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

ただし、国における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の見直しや、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、必要に応じ見直すこととします。

第2章 滋賀県のDVをめぐる現状と課題

1 相談の状況

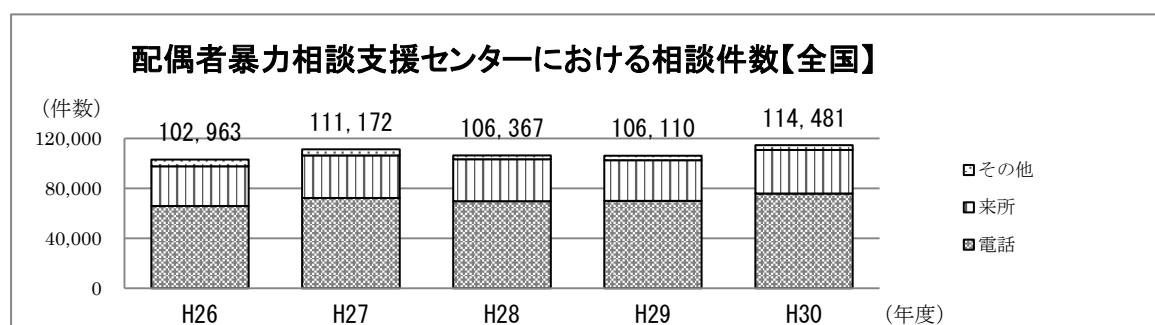
(1) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

全国の配偶者暴力相談支援センター⁴の相談件数は、平成30年度（2018年度）は114,481件であり、平成29年度（2017年度）と比較すると8,371件（7.9%）増加しています。

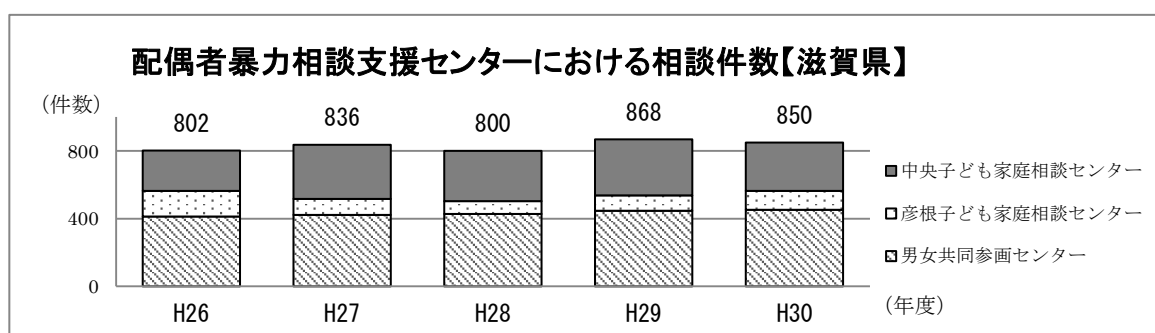
県内3か所の配偶者暴力相談支援センター（子ども家庭相談センター⁵（中央、彦根）、男女共同参画センター“G-NETしが”）における平成30年度（2018年度）の相談件数は850件であり、平成29年度（2017年度）と比較すると18件（2.1%）減少しています。

平成30年度（2018年度）における本県におけるDV相談の内容を暴力の種類別にみると、身体的暴力が41.6%、精神的暴力が49.9%、経済的暴力が7.8%、性的暴力が0.7%という状況であり、身体的暴力と精神的暴力を主訴とする相談が、全体の9割以上を占めています。

なお、男女別にみると、女性からの相談が834件（98.1%）、男性からの相談が16件（1.9%）となっています。また、交際相手からの暴力に関する相談件数は11件で、すべて女性からの相談となっています。



（内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」から作成）



（内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」に対する滋賀県の回答状況から作成）

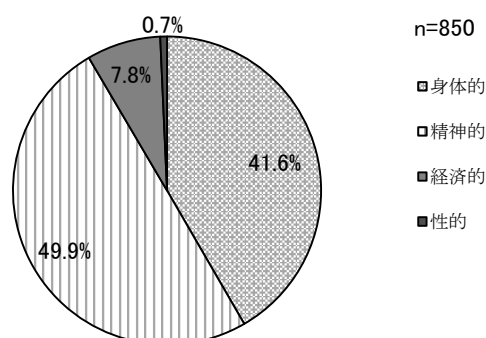
⁴ 【配偶者暴力相談支援センター】

DV防止法第3条により、①相談、②医学的・心理学的指導、③一時保護、④自立支援のための情報提供・援助、⑤保護命令制度に関する情報提供・援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用に関する情報提供・援助を行う機関。平成31年（2019年）4月1日現在で全国に287か所設置されています。

⁵ 【子ども家庭相談センター】

児童福祉法第12条により市町と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他の相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うことにより子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的として設置された児童相談部門と、売春防止法第34条に基づき女性の相談・援護措置を講ずることを目的に設置された女性相談部門を擁する行政機関。

配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談内容別内訳
(県内 平成30年度)

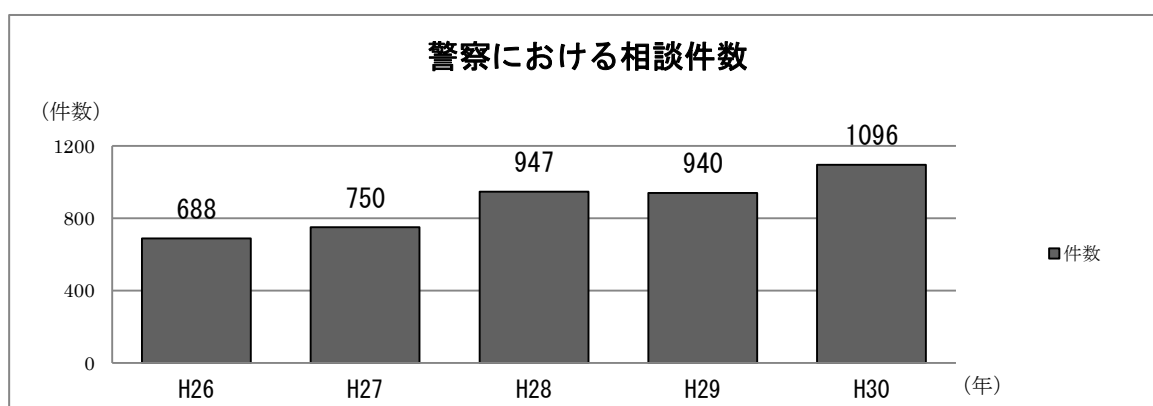


	相談内容(暴力の種別)			
	身体的	精神的	経済的	性的
男女センター (n=452)	187	221	44	0
彦根子家相 (n=111)	47	64	0	0
中央子家相 (n=287)	120	139	22	6
合計 (n=850)	354	424	66	6

(子ども・青少年局調査)

(2) 警察における相談件数

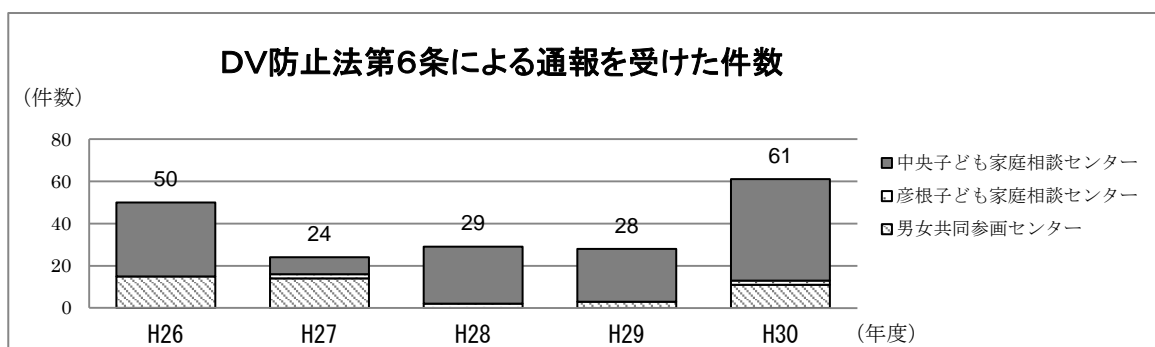
県内の警察における平成30年(2018年)の相談件数は1,096件と、初めて1,000件を超え、増加傾向にあります。



(「滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワーク」会議資料から作成)

(3) 配偶者暴力相談支援センターへの通報件数

本県の配偶者暴力相談支援センターで受け付けた通報件数⁶は、平成 27 年度 (2015 年度) ~29 年度 (2017 年度) は 30 件以下で推移していましたが、平成 30 年度 (2018 年度) は、平成 29 年度 (2017 年度) と比較して 33 件増の 61 件となっています。

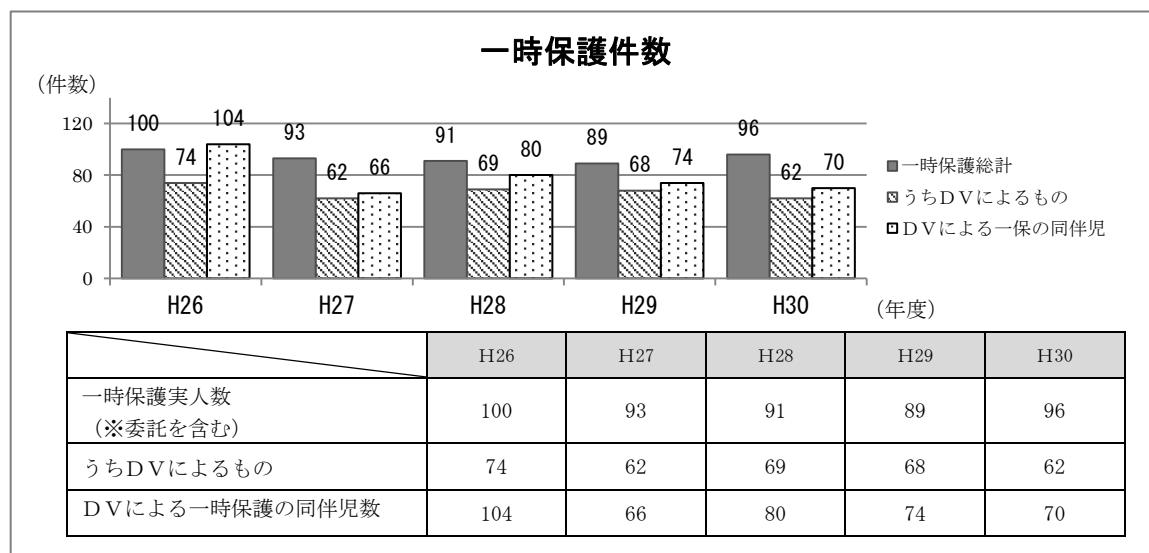


(内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」に対する滋賀県の回答状況から作成)

2 一時保護の状況

平成 30 年度 (2018 年度) の DV による被害者の一時保護件数は 62 件となっており、一時保護総計のうち、6 割以上 (64.6%) が DV によるものとなっています。平成 26 年度 (2014 年度) から平成 27 年度 (2015 年度) にかけて 12 件 (16.2%) の減少が認められますが、平成 27 年度 (2015 年度) 以降は微増減を繰り返し、年間 60 件台で推移しています。

また同伴児⁷の人数について、平成 26 年度 (2014 年度) は 104 人と平成 20 年度 (2008 年度) 以降で最も多くなっており、平成 30 年度 (2018 年度) は平成 29 年度 (2017 年度) と比較して 4 人減の 70 人となっています。



(子ども・青少年局調査「DV・女性保護に関する統計」から作成)

⁶ 【配偶者暴力相談支援センターへの通報件数】

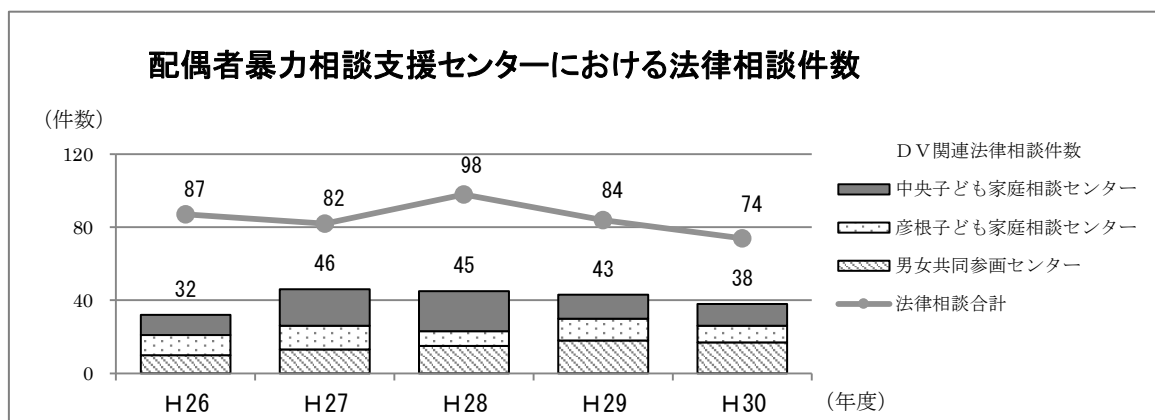
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の第 6 条に該当する者 (当事者以外の第 3 者) からの通報件数。

⁷ 【同伴児】

被害者と共に一時保護している子ども。

3 法律相談の実施状況

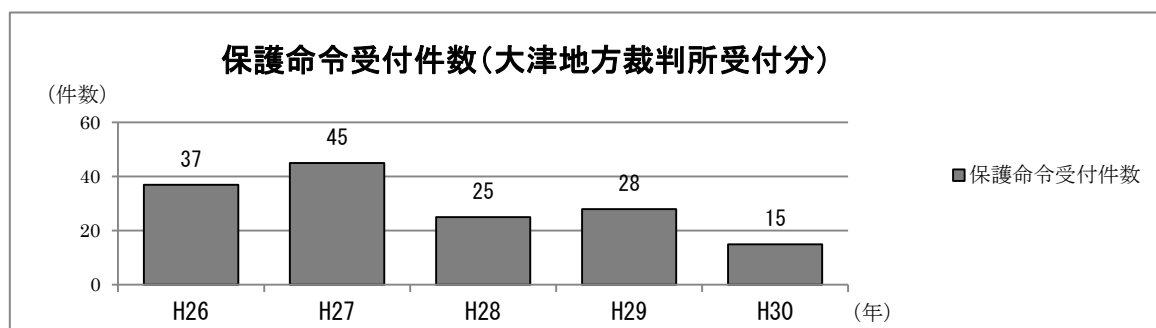
平成30年度（2018年度）のDV関連法律相談の件数は38件であり、配偶者暴力相談支援センターで実施している法律相談全体の約半数がDVに関連した内容となっています。



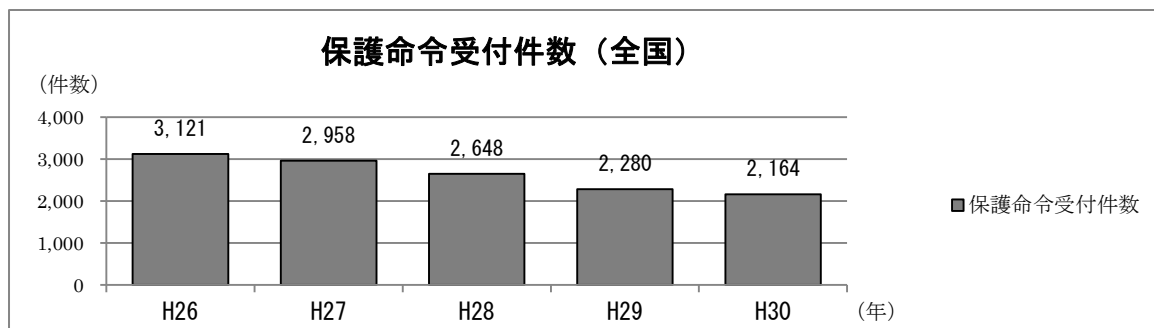
(子ども・青少年局調査「DV・女性保護に関する統計」から作成)

4 保護命令制度の申立状況

被害者は、加害者から危害を加えられることを防ぐために、保護命令⁸を申請することができます。平成30年（2018年）の保護命令受付件数（大津地方裁判所受付分）は15件であり、全国の状況と同様に近年は低い値で推移しています。



(大津地方裁判所調査へ照会・回答)



(最高裁判所事務総局民事局)

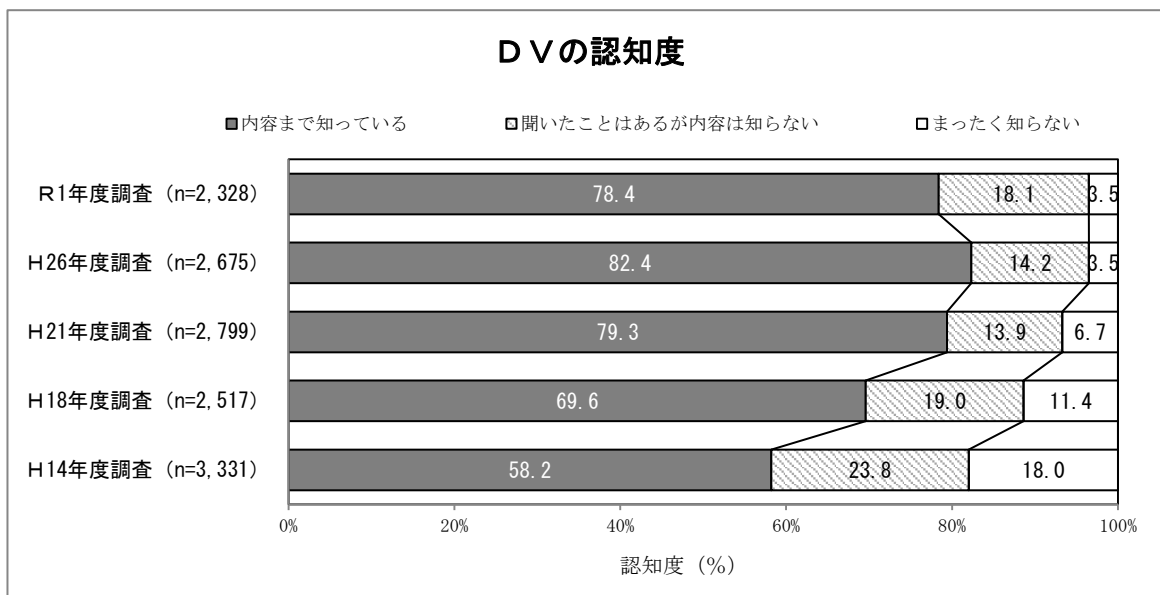
⁸ 【保護命令】

被害者が加害者からの身体に対する暴力により、その生命または身体に、危害を受けるおそれ大きい時に発せられます。被害者への接近禁止命令、電話等禁止命令、被害者の同居の子や親族等への接近禁止命令、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令があります。

5 DVに関する県民意識

(1) DVの周知度

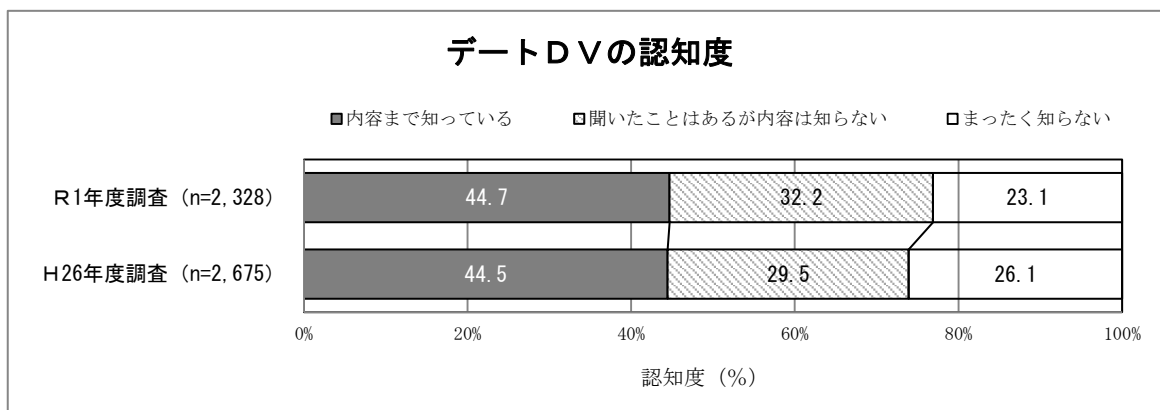
「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」では、DVについて「内容まで知っている」と回答した人は、78.4%であり、前回調査の結果と比較すると、4.0ポイント減少しています。また、3.5%の人は「まったく知らない」と回答しています。



(令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査)

(2) デートDVの周知度

デートDV⁹について、「内容まで知っている」と回答した人は44.7%であり、前回調査と比較すると、0.2ポイント増加しているものの、半数以上の人々が、デートDVについて、「聞いたことはあるが内容は知らない」「まったく知らない」と回答しています。



(令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査)

⁹ 【デートDV】

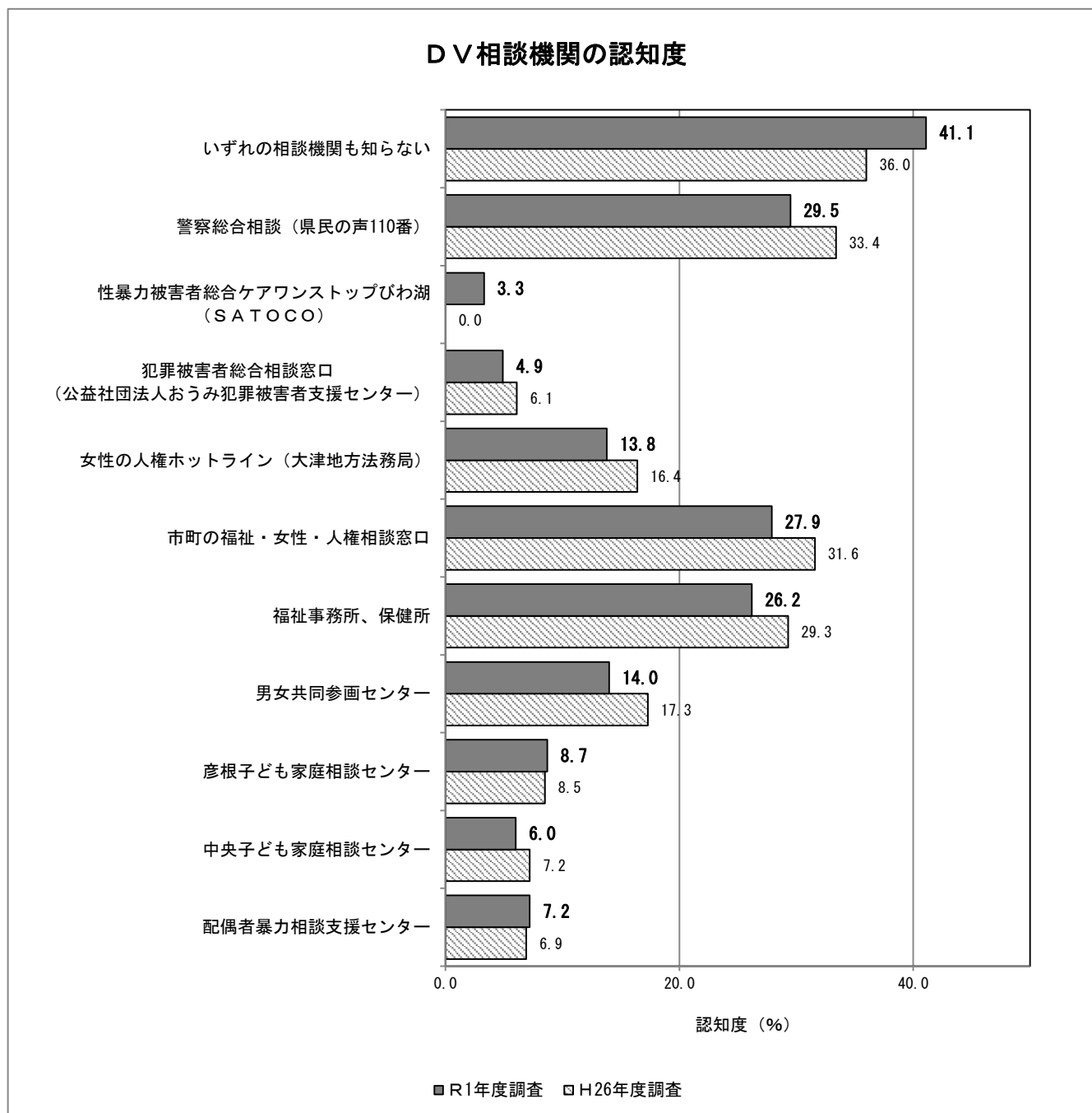
婚姻をせず、同居もしていない交際相手からの暴力。身体的な暴力だけでなく、傷つく言葉を言うなどの精神的暴力や性的暴力、交友関係や携帯電話を監視して行動を制限するといったものも含まれます。

(3) DV相談機関の認知度

DVの相談機関の認知度について、警察総合相談が最も高く、29.5%となっています。

一方、配偶者暴力相談支援センターの認知度は、7.2%で、男女共同参画センター“G-NETしが”は14.0%、中央子ども家庭相談センターは6.0%、彦根子ども家庭相談センターは8.7%となっています。

また、「いずれの相談機関も知らない」と回答した人は41.1%で、前回調査より5.1ポイント増えています。

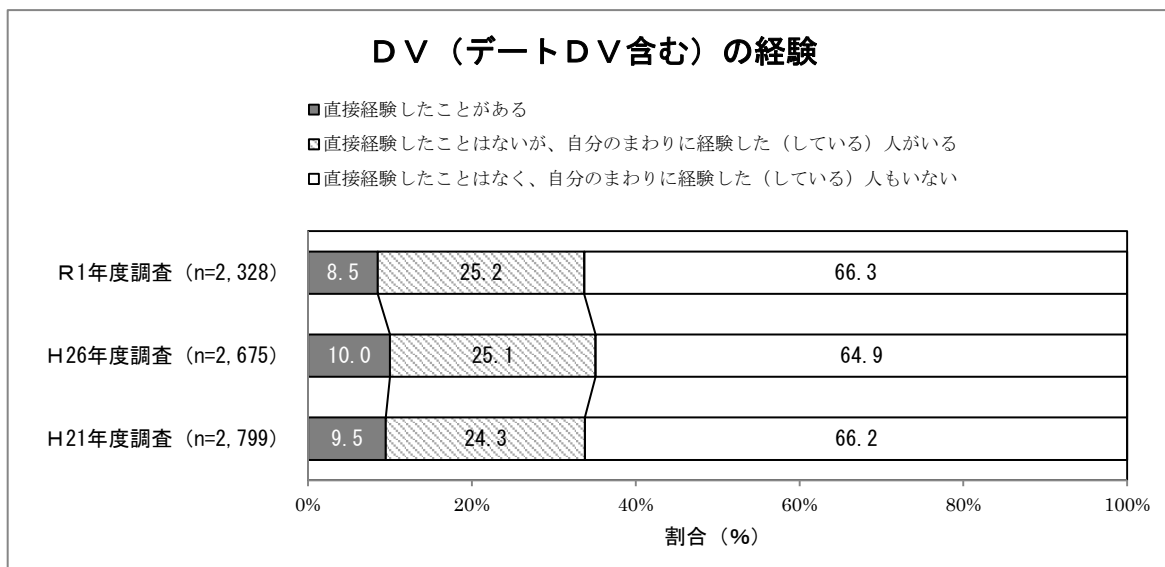


(令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査)

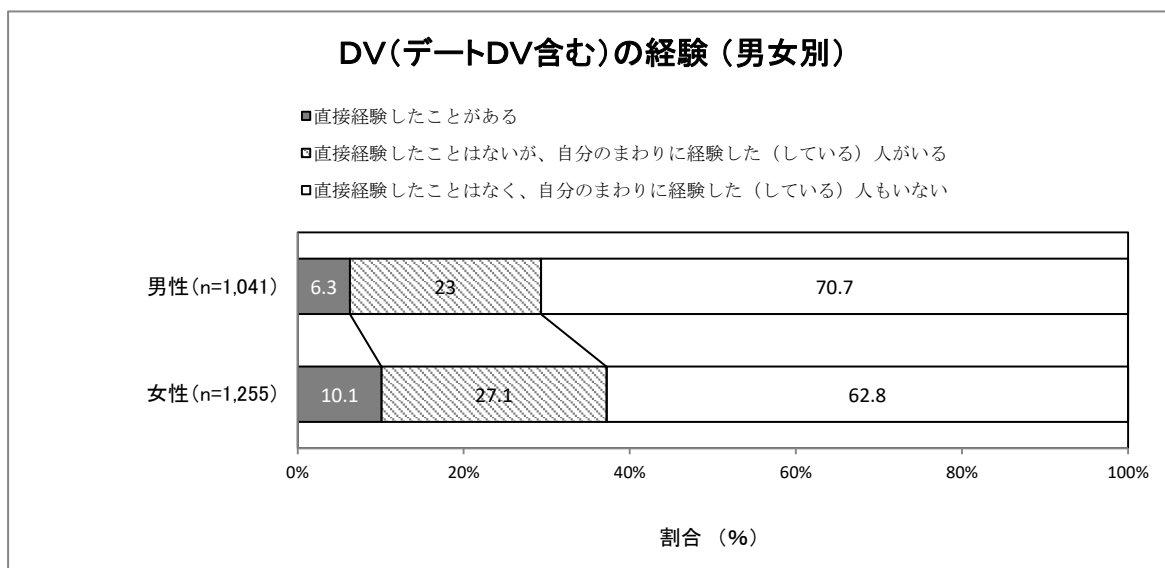
(4) 夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力の経験について

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる身体的・精神的・性的暴力（DVおよびデートDV）について、「直接経験したことがある」と回答した人は8.5%となっており、前回調査と比べて1.5ポイント減少しています。

男女別にみると、女性では10.1%の人が「直接経験したことがある」と回答しており、男性では6.3%の人が「直接経験したことがある」と回答しています。



(令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査)



(令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査)

6 国の制度の動向など社会情勢の変化

昨今、DVと密接に関係する児童虐待事案が増加していることから、DV対応と児童虐待対応との連携強化を図るために、令和元年（2019年）6月26日に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、DV防止法が一部改正されました。

■ DV防止法の一部改正の主な内容

- ① DV被害者の保護にあたり、相互に連携協力すべき関係機関として、「児童相談所」が明記されました。
- ② 関係機関の保護の対象である被害者に「同伴家族」も含めることになりました。
- ③ 公布後3年を目途に、通報対象となるDVの形態および保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大についての検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとされました。
- ④ 公布後3年を目途に、DVに係る加害者の地域社会における更生のための指導および支援の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとされました。

7 DVをめぐる課題の整理

(1) DV未然防止に関する取組

- 本県の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は、近年横ばいとなっています。この理由の一つとして、啓発活動が関係機関に向けたものに留まっていることが考えられます。

DV被害の性質（行動の監視・制限等）を踏まえると、関係機関だけではなく、被害者が普段生活するなかで訪れるような場所での啓発が効果的です。

そのため、各市町や警察署、病院といった関係機関に留まらず、企業・団体等とも連携した予防啓発に積極的に取り組む必要があります。

- 令和元年（2019年）6月のDV防止法の一部改正では、加害者支援が検討事項として加えられました。DVの発生そのものをなくすためには、加害者の更生が不可欠です。しかし、加害者自身が自分の行動がDVであると認識していないことも多く、本人が意図せずDV加害者になっていることもあります。

そのため、DV加害者に対して気づきを促すための啓発を実施する必要があります。

(2) 早期発見・相談体制の充実

- 本県の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数が横ばいである理由の一つに、「相談後の対応の見えづらさ」がある可能性があります。

そのため、相談内容に応じた相談機関の明確化と早期に相談窓口につなげる仕組みの構築を図る必要があります。

- 本県では、男性からの相談を男女共同参画センター“G-NETしが”で受け付けています。平成30年度（2018年度）の本県の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数のうち、男性からの相談件数は16件（1.9%）であり、割合としては少ない状況ですが、DVは性別を問わず発生するものであるため、男性被害者の早期発見を目指して、男性相談窓口の周知が求められます。

- 外国人である被害者や障害者である被害者は、文化の違いや障害の程度などにより、それぞれ異なるニーズを有しています。そのため、各関係機関との連携を深め、一人ひとりの状況に応じて適切に対応する必要があります。

(3) 被害者の保護

- 平成30年度（2018年度）の県内におけるDVによる一時保護件数は62件であり、平成27年度（2015年度）以降、微増減を繰り返しながら、年間60件台で推移しています。被害者は命の危険にさらされる状況にあるため、何よりも被害者の安全確保が重要です。

相談現場からは一時保護委託先の新規拡大の必要性が求められているところであり、

緊急性に応じた迅速な対応や、加害者からの追及への対応を強化するために、民間シェルターの活用等を検討するなど、被害者の安全確保を第一に、一人ひとりの状況に応じた適切な対応ができる保護体制づくりに努める必要があります。

(4) 被害者の自立支援

- DV防止法の一部改正では、政府は公布後3年を目途に、通報対象となるDVの形態および保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大についての検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとされました。

配偶者から暴力を受けるという不安が解消され、被害者が自立し、安全に安心して暮らすためには、司法・行政手続に関する支援など様々な支援が必要です。そのため、保護命令制度を利用し、被害者が安全に安心して生活するための支援につながるように、通報対象となるDVの形態および保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲拡大についての検討結果を各関係機関と共有し、適切に対応する必要があります。

(5) 子どもを守る取組

- DV家庭に同居する子どもは心理的虐待の被害児童です。また、加害者の暴力が子どもにも向かい、身体的虐待となったり、心身に傷を負った被害者が子どもの養育を放棄してしまうなど、児童虐待が深刻化するおそれもあります。

特に、昨今は、家庭内にDVが潜む状況において児童虐待が深刻化するという事案が増加しており、DVと児童虐待が非常に密接に関係していることが指摘されています。

このような事案から子どもを守るためには、未然防止、早期発見、早期対応が不可欠であり、DVが児童虐待であるということを周知徹底し、配偶者暴力相談支援センターは、子ども家庭相談センターをはじめとする各関係機関とより一層の連携をめざす必要があります。

(6) 関係機関・団体等との連携、協力

- DV防止対策には、未然防止、早期発見、早期対応、一時保護、自立支援が重要です。そのためには、県、市町や関係機関、企業・団体等が、連携協力体制の充実を図り、社会全体で、効果的なDV防止対策を推進していくことが必要です。

また、緊急時における安全確保や同行支援、自立支援等について、警察をはじめ、市町および関係機関等と密接に連携を図りながら、より効果的な取組の充実を図っていく必要があります。

第3章 基本理念・施策の柱

1 基本理念（目指す方向）

配偶者からの暴力は重大な人権侵害との認識のもと、一人ひとりの人権を擁護し、男女が互いを尊重する社会の実現

《目指す社会》

- ① DVを許さない社会
- ② DV被害者と子どもが適切な支援を受け、安全・安心に暮らせる社会
- ③ DV被害者が自立し、幸せを実感できる社会

2 施策の柱（施策体系）

これまでの取組や課題を踏まえたうえ、以下の6項目を柱として、具体的な施策を推進します。

- I DVを許さない社会の実現
- II 早期発見・相談体制の強化
- III 被害者の安全確保および保護体制の充実
- IV 被害者への切れ目のない支援
- V 子どもの安全・安心を確保する支援
- VI 関係機関・団体等への支援と連携、協力

施策体系表

【重点施策】

【具体的施策】

I DVを許さない社会の実現

- (1) 啓発・未然防止対策の推進
 - ① 県民に対する啓発等の実施
 - ② 市町、企業・団体等と連携した予防啓発（★重点）
 - ③ 加害者に対して気づきを促すための啓発等への取組（★重点）
- (2) 地域、学校、家庭等における人権教育・啓発の推進、男女共同参画の推進
 - ① 教育・学習の充実
 - ② 人権啓発
- (3) デートDVに関する教育、研修など若年層への啓発強化
 - ① 学校における未然防止に向けた教育の充実

II 早期発見・相談体制の強化

- (1) 被害の早期発見に向けた広報・啓発
 - ① 被害の早期発見・通報のための広報・啓発（★重点）
 - ② 医療・福祉等関係者への啓発
 - ③ 各種虐待相談窓口等との連携
 - ④ 通報に対する適切な対応
- (2) 相談体制の強化
 - ① 配偶者暴力相談支援センターにおける相談機能の充実
 - ② 警察における相談業務の充実
 - ③ 外国人、高齢者、障害者等に対する相談環境の整備（★重点）
- (3) 相談員の資質向上に向けた研修の実施
 - ① 相談対応者のスキルアップを図る研修および啓発
- (4) 苦情の適切かつ迅速な処理
 - ① 苦情の適切かつ迅速な処理

III 被害者の安全確保および保護体制の充実

- (1) 被害者の安全確保
 - ① 緊急時の安全確保
 - ② 警察による被害の防止
- (2) 一時保護体制の充実
 - ① 一時保護所入所者に対する心理的ケアの実施
 - ② 外国人、高齢者、障害者である被害者に応じた一時保護
 - ③ 県域を越えた連携体制づくりへの調整
 - ④ 民間シェルターの活用等による被害者への支援の強化（★重点）
- (3) 保護命令制度の適切な利用に向けた関係機関との調整等の支援の強化
 - ① 保護命令制度の利用に対する支援
 - ② 保護命令の通知を受けた場合の対応
- (4) 被害者の個人情報の保護
 - ① 住民基本台帳閲覧制限等に対する円滑な手続
 - ② 被害者の情報管理の徹底

IV 被害者への切れ目のない支援

- (1) 住宅の確保および入居支援
 - ① 公営住宅への入居支援
 - ② 民間賃貸住宅等への入居支援
- (2) 就業支援
 - ① 就業の支援
 - ② 就職に向けた技能・知識の習得のための支援
 - ③ 就職時の身元保証
- (3) 被害者の安全確保と心理的ケア
 - ① 被害者の安全確保
 - ② 被害者カウンセリングの充実
- (4) 司法・行政手続に関する支援
 - ① 法律相談の実施
 - ② 関係機関への情報提供と円滑な手続
- (5) 加害者からの相談および加害者更生などに対する取組
 - ① 加害者相談の実施
 - ② 加害者更生に対する調査研究等の推進
- (6) 被害者に対する中長期的な支援に向けた取組
 - ① 婦人保護施設における支援の充実

V 子どもの安全・安心を確保する支援

- (1) 児童虐待から子どもを守る取組
 - ① 市町要保護児童対策地域協議会への参画（★重点）
 - ② 相談機関による継続的な支援
 - ③ 継続的な見守り活動の推進
 - ④ DVに対応する機関と児童虐待に対応する機関の連携強化
- (2) DV対応と児童虐待対応の相互理解の促進
 - ① DV対応と児童虐待対応の相互理解を目指した研修の実施
- (3) 同伴児に対する学習支援や心理的ケアの実施
 - ① 同伴児の学習支援や心理的ケア
- (4) 被害者の子どもに関する支援
 - ① 安全で円滑な転校手続
 - ② 保育所等への入所
 - ③ 一時保護施設退所後の子育て・子育て支援

VI 関係機関・団体等への支援と連携、協力

- (1) 市町との連携
 - ① 円滑な連携に向けた体制づくりの推進
 - ② 市町のDV対策基本計画の策定支援
- (2) 企業・団体との連携
 - ① 県民に対する予防啓発への取組
 - ② 民間シェルター等の活用の検討
- (3) 関係機関との連携、協力
 - ① 被害者の状況に応じた柔軟な対応
 - ② DV対策のネットワークの構築

第4章 具体的施策

I DVを許さない社会の実現

基本目標

DVの未然防止に向けた予防啓発に取り組みます。

施策の方向性

- 被害者も加害者も生み出さない社会の実現を目指し、市町・学校・企業・団体等と連携して、「DVは重大な人権侵害である」という意識を醸成するための予防啓発に取り組みます。

具体的施策

(1) 啓発・未然防止対策の推進

① 県民に対する啓発等の実施

- ・ 犯罪被害者週間や「女性に対する暴力をなくす運動」¹⁰の期間等を通じて、若年層をはじめ、あらゆる世代を対象に、DV防止やDVによる犯罪被害者の支援について啓発等を行います。
- ・ スマートフォンの普及を踏まえ、加害者によるSNS¹¹を用いた執拗なメッセージ送信、個人ページへの書き込み、アプリを利用した居場所の特定など、SNS等の利用に潜む危険性を周知し、正しい知識の習得を促します。

重点

② 市町、企業・団体等と連携した予防啓発

- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に加え、様々な機会を通じて、DVを未然に防止するための広報啓発を積極的にするよう、市町等とともに推進します。
- ・ 被害者が、DV相談窓口に関する情報を入手できるよう、有効な啓発資材を作成し、企業・団体等の協力を得て、相談窓口の周知を図ります。

重点

③ 加害者に対して気づきを促すための啓発等への取組

- ・ 加害者自身が「自分の行為がDVなのかもしれない」と気づけるよう、広報啓発や様々な機会を通して働きかけます。

¹⁰ 【女性に対する暴力をなくす運動】

毎年11月12日～11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報啓発活動が全国的に実施されます。

¹¹ 【SNS】

ソーシャルネットワークサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

(2) 地域、学校、家庭等における人権教育・啓発の推進、男女共同参画の推進

① 教育・学習の充実

- ・ 地域や学校、家庭等において、人権教育、DV防止および男女共同参画の理解を深めるための教育・学習が実施されるよう、啓発を行います。

② 人権啓発

- ・ 「DVは重大な人権侵害であるとともに、命にかかわる犯罪である」という認識を高め、すべての人の人権が尊重された豊かな社会の実現を目指して、広報、啓発の充実に取り組みます。

(3) デートDVに関する教育、研修など若年層への啓発強化

① 学校における未然防止に向けた教育の充実

- ・ 中学生・高校生・大学生等、若年層に対して、対等な人間関係を築いていくことの大切さについての授業などを通して、デートDV防止について啓発します。
- ・ DV未然防止のための啓発資材の周知に努めるとともに、子どもの発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて、男女が互いに相手の人格を尊重し、暴力を許さない態度等を育成できるよう取り組みます。
- ・ 教職員等がデートDVに関する理解を深め、知識を習得できる研修を実施します。

II 早期発見・相談体制の強化

基本目標

被害者を早期に発見し、早期に対応できるよう体制強化に取り組みます。

施策の方向性

- 被害者が早期に相談できるよう、相談機関の窓口の周知に取り組み、早期に相談窓口につなげるための仕組みの構築を目指します。
- 様々な状況を抱えた被害者の相談に対応するため、相談員のスキルアップを図り、男女を問わず、誰もが安心できる相談環境づくりを進めます。

具体的施策

(1) 被害の早期発見に向けた広報・啓発

重点

① 被害の早期発見・通報のための広報・啓発

- ・ 様々な人権に関する相談に適切に対応できるよう、各機関の相談窓口一覧リーフレットを広く配布することにより相談窓口の周知を図ります。
- ・ 被害者を発見した場合、県民が速やかに通報できるよう、被害者から相談があった場合の対応や通報先などについて、パンフレットやホームページなど様々な広報媒体を通じて広く啓発を行います。
- ・ 被害者が、DV相談窓口に関する情報を入手できるよう、有効な啓発資材を作成し、企業・団体等の協力を得て、相談窓口の周知を図ります。〈再掲〉
- ・ 男性被害者の支援につなげるために、男性相談窓口の周知を図る啓発活動に取り組みます。
- ・ DVが同性の交際相手との間でも起こり得ることの周知啓発を行います。
- ・ 関係団体と連携し、外国語に翻訳したDV防止啓発カードやリーフレット、点字カード等を作成することで、外国人や障害者に対する啓発に取り組みます。

② 医療・福祉等関係者への啓発

- ・ 子どもの育ちや子育てなどの機会を通じて発見しやすい立場にある医療機関や市町保健センター、地域子育て支援拠点、学校などへDV防止啓発カードやリーフレットを配布し、被害者の早期発見や通報につなげます。
- ・ 被害者を発見しやすい立場にある医療関係者に対する被害者対応リーフレットを作成し、医療関係者からの通報を円滑に進めるとともに、滋賀県医師会等に対して協力を求め、被害者の発見・通報への理解促進を図ります。

③ 各種虐待相談窓口等との連携

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害を受けた障害者や高齢者を早期に発見し、適切な支援を実施できるよう、県・市町の障害者担当課、高齢者担当課や地域包括支援センター¹²等と連携を進めていきます。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者を早期に発見し、早期に対応するため、県・市町の児童虐待相談担当課、子育て相談担当課や医療機関等と連携を進めていきます。

④ 通報に対する適切な対応

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、通報があり、被害者に危害が及ぶと考えられる場合、警察や市町、福祉事務所と連携・協力のうえ、速やかに一時保護を実施するなど、適切な対応を行います。
- ・ 被害者が自宅や地域で生活を継続する場合は、市町や警察と連携しながら被害者の見守りを行います。
- ・ 警察は、加害者の検挙のほか、加害者への指導警告など被害者の保護と再被害防止のための措置を行います。

(2) 相談体制の強化

① 配偶者暴力相談支援センターにおける相談機能の充実

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、関係機関と連携し、相談者の思いに沿った支援のための情報提供を行うとともに、必要に応じて、市町や家庭裁判所等の関係機関において手続を行う際に同行します。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、離婚や親権、借金など様々な相談に対して、弁護士などによる専門的なアドバイスを受けられる法律相談を定期的に行います。

¹² 【地域包括支援センター】

介護保険法（平成9年法律第123号）により設置される地域の高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関。

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、相談員に対して、精神科医や臨床心理士によるスーパービジョン¹³を定期的実施し、専門的な助言を行うことによって、相談員による支援の質の向上を図ります。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し心理担当職員によるカウンセリング¹⁴を実施するほか、必要に応じて警察の犯罪被害者カウンセリング制度の紹介や関係団体のカウンセリング窓口等を紹介します。
- ・ DVによる犯罪被害者や性暴力被害者については、関係団体等と連携し、被害者の総合的、継続的な支援に取り組みます。
- ・ 若年層をはじめとした多様な方が、気軽に相談できて、適切な支援につながるようSNSの活用を検討します。

② 警察における相談業務の充実

- ・ 警察は、各警察署に女性警察官を配置し、被害者からの相談に対して、適切な対応をとるとともに、更なる被害を防止します。

重点

③ 外国人、高齢者、障害者等に対する相談環境の整備

- ・ 外国人、高齢者および障害者を対象とした相談機関と配偶者暴力相談支援センターの連携を強化するために、相談員を対象とした研修を実施し、DV理解を促進します。
- ・ 外国人である被害者からの相談に対し、的確で正確な通訳対応ができるよう、通訳者を派遣したり、外国人相談窓口を設置するなど、関係団体と連携し、外国人被害者の相談体制の充実を図ります。
- ・ 外国人である被害者や障害者である被害者に対して、外国語や点字・音声、手話等による支援制度の紹介や、自立支援のための情報提供を図ります。

¹³ 【スーパービジョン】

相談員がより経験のある者に相談事例の評価・検討や、指導監督的、教育的、支援的活動を受けること。

¹⁴ 【カウンセリング】

学業や生活、人間関係などで不安や悩み、適応上の問題を持つ人に対して、心理学的な専門知識や経験に基づいて助言・援助すること。

(3) 相談員の資質向上に向けた研修の実施

① 相談対応者のスキルアップを図る研修および啓発

- ・ 被害者相談窓口において、的確な相談対応ができるよう、相談員に対して、DV対応マニュアル等を提供するとともに、DV対応の専門性を高め、相談対応の質の向上を図るための専門研修を実施します。
- ・ 市町の様々な相談業務に関わる職員、家庭裁判所調停委員、民生委員児童委員、弁護士、医療保健関係者等でDVを発見したり、被害者から相談を受けたりする立場にある者を対象に、被害者に適切な対応がとれるよう、研修や啓発を行います。
- ・ 警察は警察職員にDV対応に関する研修等を実施します。
- ・ 市町の各相談窓口において、被害者の立場に立った的確な対応ができるよう、相談員等が参加する研修会や会議において、被害者支援の情報や助言を行うなどの支援を行います。
- ・ 県内相談機関のより適切な対応に向けて、相談機関のネットワーク化を図るとともに、相談員を対象に、より専門性を高め、技術の向上を図るための専門研修を実施します。

(4) 苦情の適切かつ迅速な処理

① 苦情の適切かつ迅速な処理

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、職務関係者に対する苦情の申出について、申出者への説明責任を果たすとともに、二次被害防止も含め、適切かつ迅速な処理を図ります。

Ⅲ 被害者の安全確保および保護体制の充実

基本目標

被害者の安全確保と状況に応じた適切な保護体制の充実に取り組みます。

施策の方向性

- 被害者の命を守るため、安全確保を第一に行います。
- 被害者が安心・安全に過ごすことができるよう、一人ひとりの状況に適切に対応できる保護体制の充実に取り組みます。

具体的施策

(1) 被害者の安全確保

① 緊急時の安全確保

- ・ 被害者は命の危険にさらされる等、危険な状況にあるため、一時保護所¹⁵や一時保護委託施設¹⁶の場所が特定されないよう、情報の管理には十分に配慮し、警察をはじめとする関係機関と連携しながら被害者の安全確保を行います。
- ・ 加害者が被害者を追ってくる等、被害者へ危害が及ぶおそれがある場合は、必要に応じて、一時保護所に警備員を配置し、被害者の安全確保を図ります。

② 警察による被害の防止

- ・ 警察は、加害者の検挙のほか、加害者への指導警告など被害者の保護と再被害防止のための措置を行います。＜再掲＞

¹⁵ 【一時保護所】
保護・援助を要する女性を一時的に保護するところ。

¹⁶ 【一時保護委託施設】
県が一時保護業務を委託している施設。

(2) 一時保護体制の充実

① 一時保護所入所者に対する心理的ケアの実施

- ・ 精神科医や心理療法担当職員によるカウンセリングを実施するなど、個々の状況に応じた適切な支援に努め、入所者の緊張と不安を和らげます。

② 外国人、高齢者、障害者である被害者に応じた一時保護

- ・ 被害者の心身の状況に応じた一時保護を行うため、県・市町の障害者、高齢者虐待担当課等と連携しながら対応します。
- ・ 外国人である被害者の一時保護に対応できるよう、外国語による説明書を作成し、保護中に安心した生活が出来るよう対応します。

③ 県域を越えた連携体制づくりへの調整

- ・ 被害者の状況によって、遠隔地への避難が必要な場合には、適切な保護が実施できるよう他の自治体との連携を図ります。

重点

④ 民間シェルターの活用等による被害者への支援の強化

- ・ 一時保護体制の強化を図るため、民間シェルターの活用など一時保護体制の強化に向けた取組を推進します。

(3) 保護命令制度の適切な利用に向けた関係機関との調整等の支援の強化

① 保護命令制度の利用に対する支援

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、保護命令制度の利用について、情報の提供・助言・裁判所への同行および関係機関への連絡などの支援を行います。
- ・ 警察は、保護命令申立等の際の被害者の安全確保や同行支援について、配偶者暴力相談支援センターや企業・団体と連携し、支援を行います。

② 保護命令の通知を受けた場合の対応

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、保護命令発令後の留意事項について、被害者とその関係者に対して情報提供を行います。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者本人の意思を尊重し、遠隔地への避難を検討するなど、保護命令を踏まえた今後の支援方針について、関係機関と連携しながら、被害者の状況に応じた保護を図ります。

(4) 被害者の個人情報の保護

① 住民基本台帳閲覧制限等に対する円滑な手続

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者の住民基本台帳の閲覧等の制限¹⁷にかかる手続が円滑に行われるよう、警察や福祉事務所、市町の担当課と連携して、的確な情報提供を行います。
- ・ 閲覧制限事務に関わる諸課題について検討し、また、滋賀県戸籍住民基本台帳事務協議会の研修などにおいて助言等支援をします。

② 被害者の情報管理の徹底

- ・ 関係機関や職務関係者に対し、滋賀県DV問題対策会議や研修の場を通じて、被害者に関する秘密の保持や個人情報の管理の徹底を図ります。

¹⁷ 【住民基本台帳の閲覧等の制限】

DVやストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付について、不当な目的による利用を制限する制度。

IV 被害者への切れ目のない支援

基本目標

被害者が自立し、安全に安心して暮らすことのできるように支援に取り組みます。

施策の方向性

- 被害者が安全に安心して生活が送れるよう、関係機関と連携し、住宅の確保のほか、経済的支援、就業支援、心理的ケアなど、切れ目のない支援に取り組みます。

具体的施策

(1) 住宅の確保および入居支援

① 公営住宅への入居支援

- ・ 県営住宅の優先入居¹⁸、被害者の単身入居の募集の実施、また、県営住宅の入居者募集情報について、配偶者暴力相談支援センターや市町の相談窓口を通じて、被害者に情報提供します。
- ・ 県営住宅では被害者用に一時使用可能な住戸を確保しており、緊急に受入れが必要な場合、目的外使用許可制度¹⁹を活用した住宅の提供を行います。
- ・ 被害者が入居を申し込むための同居要件の緩和、優先入居の制度化、および目的外使用制度の活用について、市町営住宅担当部局と協力して行います。

② 民間賃貸住宅等への入居支援

- ・ 被害者が自立するにあたって、民間住宅の賃貸契約の保証人が確保できない場合については、身元保証人確保対策事業による支援を行います。
- ・ 被害者等の事情や施設の制約等で避難が難しい被害者についても、企業・団体等と連携し、避難場所の確保に向けた支援を行います。
- ・ 被害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録²⁰や、市町および関係団体と連携した居住支援の取組を促進します。

¹⁸ 【県営住宅の優先入居】

県営住宅では、入居者募集時に応募が重複した住戸に対して抽選を実施しており、被害者や母子家庭等には倍率優遇制度（抽選番号を2つ付与）を設けている。被害者は、子ども家庭相談センター所長の証明書または裁判所の保護命令決定書の写しの提出が要件。

¹⁹ 【県営住宅の目的外使用許可制度】

被害者を対象に、子ども家庭相談センター所長の証明書または裁判所の保護命令決定書の写しの提出により、1年を限度として県営住宅に一時入居できる制度。

²⁰ 【住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録】

滋賀県では、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度として「滋賀あんしん賃貸住宅」と「セーフティネット住宅」があり、インターネット相談窓口等を通じて情報提供を行っています。

(2) 就業支援

① 就業の支援

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親を対象に、家庭や就業、求職の状況や課題を把握し、きめ細かな就業支援を行います。
- ・ 滋賀マザーズジョブステーション²¹において、キャリアカウンセラーによる就業にいたるまでの個別相談やアドバイスを行うなど、ワンストップで女性の就業を支援します。

② 就職に向けた技能・知識の習得のための支援

- ・ 母子家庭の母等を対象に民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、職業的自立を支援します。

③ 就職時の身元保証

- ・ 被害者が自立するにあたって、就職の際の保証人が確保できない場合については、身元保証人確保対策事業による支援を行います。

(3) 被害者の安全確保と心理的ケア

① 被害者の安全確保

- ・ DVは、つきまとい等ストーカー行為に発展する可能性が高いため、警察、配偶者暴力相談支援センター、市町等の関係機関が連携して、被害者の安全確保に取り組みます。

② 被害者カウンセリングの充実

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し心理担当職員がカウンセリングを実施するほか、必要に応じて、警察の犯罪被害者カウンセリング制度の紹介や関係団体のカウンセリング窓口等を紹介します。また、DVによる犯罪被害者や性暴力被害者については、関係団体等と連携し、被害者の総合的、継続的な支援に取り組みます。＜再掲＞

²¹ 【滋賀マザーズジョブステーション】

出産や子育て等による離職後、再就職を希望する女性や、仕事と子育ての両立に悩む女性、社会へ一歩踏み出したい女性などを支援する無料の就業支援窓口。

(4) 司法・行政手続に関する支援

① 法律相談の実施

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、離婚や親権・借金など被害者が抱える様々な課題に対して、弁護士などによる専門的なアドバイスを受けられる法律相談を定期的に行います。〈再掲〉

② 関係機関への情報提供と円滑な手続

- ・ 健康保険は、保険の種類によって所管する機関が違うことから、的確な情報が被害者に提供され、円滑な事務手続が行われるよう、健康保険事務担当機関と配偶者暴力相談支援センターとが連携します。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者から国民年金に関する相談があった場合は、個別の内容に応じて、年金制度についての情報を提供するとともに、被害者が居住する市町担当窓口の案内や手続に必要な書類を発行します。
- ・ 福祉事務所は、配偶者暴力相談支援センターと連携し、生活保護制度、児童扶養手当²²や母子・父子寡婦福祉資金などの母子等に関する生活支援にかかる施策の円滑かつ迅速な運用に取り組みます。

(5) 加害者からの相談および加害者更生などに対する取組

① 加害者相談の実施

- ・ 加害者が自らの責任を自覚し、暴力を振るうべきでないと気づくことができるよう、加害者相談を実施します。

② 加害者更生に対する調査研究等の推進

- ・ 国において行われる調査研究や他都道府県の動向を把握するとともに、民間機関における更生プログラムなど加害者更生や再発防止のための取組の調査研究を行い、必要な施策を検討します。

(6) 被害者に対する中長期的な支援に向けた取組

① 婦人保護施設における支援の充実

- ・ 中長期的な支援が必要な被害者の自立に向けて、婦人保護施設における支援の充実に取り組みます。

²² 【児童扶養手当】

父母の離婚などにより、父親と生計をともにしていない子どもの母等、母親と生計をともにしていない子どもの父等に対し、子どもの健全育成と自立の促進を図るために支給する手当。子どもとは、18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある者をいう。

V 子どもの安全・安心を確保する支援

基本目標

DV家庭に同居する子どもの安全、安心を確保するために、児童虐待に対応する関係機関等との連携を強化します。

施策の方向性

- DV家庭に同居する子どもを児童虐待から守るため、児童虐待に対応する関係機関等との連携をより一層強化し、子どもの安全、安心な生活に向けて切れ目のない支援に取り組みます。

具体的施策

(1) 児童虐待から子どもを守る取組

重点

① 市町要保護児童対策地域協議会への参画

- ・ 市町要保護児童対策地域協議会²³に配偶者暴力相談支援センターが参画することにより、被害者と子どもの適切な保護・支援に取り組みます。

② 相談機関による継続的な支援

- ・ 被害者と同居する子どもに関しては、配偶者暴力相談支援センターと、子ども家庭相談センター（児童相談部門）、子ども家庭相談室（県健康福祉事務所）、市町の児童虐待相談担当課などが連携し、地域での切れ目のない支援を進めます。

③ 継続的な見守り活動の推進

- ・ DV家庭や、一時保護所を退所した家庭等に対して、地域における継続的な見守り体制が整えられるよう、研修の実施やパンフレットの配布等を通じて、民生委員児童委員のDVへの理解を深め、継続的な見守り活動を推進します。

④ DVに対応する機関と児童虐待に対応する機関の連携強化

- ・ 県や市町において、DVに対応する機関と、児童虐待に対応する機関の連携を強化します。

²³ 【市町要保護児童対策地域協議会】

児童福祉法第25条の2に基づく法定協議会で、福祉、保健、医療、教育、警察など関係機関がチームとなって児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護、支援の内容に関する協議・調整を行う組織。

(2) DV対応と児童虐待対応の相互理解の促進

① DV対応と児童虐待対応の相互理解を目指した研修の実施

- ・ DV対応職員と児童虐待対応職員がDVおよび児童に関する知識を習得することができる研修を実施し、相互理解を図ります。

(3) 同伴児に対する学習支援や心理的ケアの実施

① 同伴児の学習支援や心理的ケア

- ・ 被害者の同伴児に対して、子ども家庭相談センターと連携して学習支援を行ったり、児童心理司による面接を行うなど、子どもの学習支援や心理的ケアを行います。

(4) 被害者の子どもに関する支援

① 安全で円滑な転校手続

- ・ 教育委員会および学校、幼稚園は、転校（園）手続の簡素化に努めるとともに、被害者等に係る情報の保護を徹底します。

② 保育所等への入所

- ・ 被害者の子どもが保育所等に入所する際に、住民票の異動手続がなくても入所ができるよう、また母子家庭等については優先的に入所できるよう、市町と協力して行います。

③ 一時保護施設退所後の子育て・子育て支援

- ・ ひとり親家庭の子どもに対し、子どもの生活・学習支援事業により、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行います。
- ・ 子ども家庭相談センターは、市町の児童虐待相談担当課、子ども家庭相談室（県健康福祉事務所）との連携による日常的かつ継続的な支援に引き続き取り組みます。
- ・ 子どものケアには、一人ひとりの影響を考慮した適切な対応が長期に渡って必要であり、子ども家庭相談センターや県関係機関、市町、医療機関、学校、幼稚園、保育所等における支援に取り組みます。
- ・ DVを理由とした離婚の場合、監護親（被害者）は面会交流の際、恐怖や困難を感じることもあるため、その支援のあり方について検討します。

VI 関係機関・団体等への支援と連携、協力

基本目標

市町や企業・団体等とともに、DVの防止および被害者の保護等に取り組みます。

施策の方向性

- DVの未然防止、早期発見、早期対応、一時保護、自立支援が迅速に行えるよう、県や市町、関係機関、企業・団体、地域等が連携協力し、社会全体で効果的なDV防止対策の取組を推進します。

具体的施策

(1) 市町との連携

① 円滑な連携に向けた体制づくりの推進

- ・ 被害者へのより効果的な援助を図るための市町DV対策担当者会議を開催し、市町との円滑な連携を目指します。
- ・ 子ども家庭相談室（県健康福祉事務所）や市町保健センターは、子どもの健診や相談活動において被害者を発見した場合には、配偶者暴力相談支援センターなどに円滑につなげられるよう連携します。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、福祉事務所と連携し、被害者の自立に向けて必要な連絡調整を図ります。

② 市町のDV対策基本計画の策定支援

- ・ 県内の全市町において、DV防止法に基づく基本計画が策定されるよう、引き続き必要な情報提供や助言等を行います。

(2) 企業・団体との連携

① 県民に対する予防啓発への取組

- ・ DVの未然防止のため、企業・団体等の協力を得て、積極的な広報啓発に取り組みます。

② 民間シェルター等の活用の検討

- ・ 一時保護委託の充実に向けて、被害者の状況に応じた迅速かつ的確な保護を実施するため、民間シェルター等の活用を検討します。

(3) 関係機関との連携、協力

① 被害者の状況に応じた柔軟な対応

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者支援を行っている関係団体に裁判所や弁護士事務所などへの同行支援や自立支援について協力を求めるなど、被害のニーズに応じて柔軟に対応します。

② DV対策のネットワークの構築

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者と同伴児の心身の健康回復に向け、子ども家庭相談センター（児童相談部門）をはじめとする児童虐待に対応する機関や、医療機関、保健所、市町保健センターなどとの連携を強化します。
- ・ 県域における、福祉、教育、人権、警察、医療、司法、関係団体等による「滋賀県DV問題対策会議」を開催し、実践的なDV対策の総合的施策のあり方等について検討します。
- ・ DV被害の未然防止から支援までの総合的な施策を効果的に推進できるよう「滋賀県DV対策支援連絡会議」を開催し、具体的施策の取組について情報交換を行うとともに、実施状況について進捗管理を行います。
- ・ 県、市町、支援機関の実務担当者によるネットワークづくりを図ります。

数値目標一覧

指 標		現状	目標
		令和元年度	令和6年度末
1	DVの相談先を知っている県民の割合	58.9%	80%
2	基本計画を策定している県内市町数	16市町	全市町 (19市町)
3	デートDVに関する授業を行った 中学・高等学校数	117校 (H30年度実績)	全校 (170校※)
4	啓発活動協力事業所数	—	300か所
5	児童虐待およびDVに関する相互理解 研修を受講した担当課職員数	—	250人

※R元年度現在の県内中学・高等学校数

第5章 計画の推進にむけて

1 それぞれが果たす役割

(1) 県の役割

- 本計画に基づき、DV防止と被害者の適切な保護および自立支援のため、総合的かつ計画的に施策を推進します。施策の推進にあたっては、行政のみならず、県民や関係機関・団体の取組に負うところが大きいことから、それぞれの役割が十分に果たされるよう情報提供等必要な支援を行います。
- 被害者に対して、個々の実情に応じたきめ細かい支援を行います。
- 市町に対しては、情報の共有や連携、助言を通じて、DV施策が円滑に実施できるよう支援します。

(2) 市町の役割

- DV防止法では、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する」とされており、基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センターの設置について、市町には努力義務が課せられています。そのため、関係機関・団体等との連携のもと、各市町においても、住民ニーズに対応したきめ細かなDV防止施策に取り組むことが求められます。
- 被害者にとって身近な行政主体である市町において、福祉分野における支援を中心にその充実と中長期の見守り支援に取り組むことが期待されます。

(3) 関係機関・団体の役割

- 関係機関・団体は、被害者の状況に応じたきめ細かな支援を実施するために、県や市町と積極的に連携することが求められます。

(4) 県民の役割

- 一人ひとりの人権が尊重され、県民が心豊かで、安全に安心して暮らせて、幸せを実感できる社会を実現するために、DVが犯罪行為を含む重大な人権侵害であり子どもに対する虐待でもあるという認識のもと、DVを社会的な問題として捉え、DVの未然防止と早期発見に取り組むことが期待されます。

2 計画の推進体制

- (1) 国、県、市町、関係機関・団体等が相互に連携を図りながら、DV防止対策の総合的な施策の推進に取り組みます。
- (2) 県の関係部局等が相互に連携し、総合的な取り組みを進めます。

3 点検評価・進行管理・計画の見直し

(1) 点検評価・進行管理

計画の推進にあたっては、PDCAサイクル（計画 - 実施 - 評価 - 改善）の考えに基づき、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、数値目標の達成状況、施策の効果や課題等について、調査・検討を行い、滋賀県DV問題対策会議等において、点検・評価します。

(2) 計画の見直し

国の制度改正やDVを取り巻く社会情勢の変化に対応するため、計画の内容について、必要に応じて見直しを行い、見直し結果を施策に適切に反映します。

參考資料

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（平一六法六四・追加）

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正）

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経

過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心^{しゆう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）^{しゆう}、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺

につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合

には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由

となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている

環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に

関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、
なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

県内の配偶者暴力相談支援センター

滋賀県では、下記の3センターを配偶者暴力相談支援センターと位置付け、相談・支援を行っています。

滋賀県中央子ども家庭相談センター

TEL : 077-564-7867

電話相談 : 毎日（土日祝含む） 8:30~22:00
来所相談 : 月~金曜日 9:15~16:00（※要予約）

滋賀県彦根子ども家庭相談センター

TEL : 0749-24-3741

電話相談 : 月~金曜日 8:30~17:15
来所相談 : 月~金曜日 9:15~16:00（※要予約）

滋賀県立男女共同参画センター“G-NETしが”

TEL : 0748-37-8739

総合相談（電話・面接）（※面接は要予約）
火~水曜日、金~日曜日 9:00~12:00 13:00~17:00
木曜日 9:00~12:00 17:00~20:30

※緊急の場合は、迷わず警察（110番）へ連絡してください。